

令和7年度 相談支援従事者初任者研修開催要綱

1 目的

障がい児・者の意向に基づく地域生活を実現するため、保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスを総合的かつ適切に利用できるように援助する知識や技術の習得を図ることを目的とする。

2 主催 大分県（福祉保健部障害福祉課）

3 開催期日、会場（合計 7 日間）

講義（2 日間）：令和 7 年 7 月 2 日（水）大分県社会福祉介護研修センター

令和 7 年 7 月 3 日（木）大分県社会福祉介護研修センター

演習（5 日間）：令和 7 年 7 月 29 日（火）大分県社会福祉介護研修センター

令和 7 年 7 月 30 日（水）大分県社会福祉介護研修センター

令和 7 年 9 月 25 日（木）大分県社会福祉介護研修センター

令和 7 年 11 月 27 日（木）大分県社会福祉介護研修センター

令和 7 年 11 月 28 日（金）大分県社会福祉介護研修センター

4 受講対象者

次の要件(1) (2)をすべて満たす者

(1) 大分県に所在する相談支援事業所に所属する者、または予定の者で相談支援専門員となる者
(計画相談支援、障害児相談支援等の提供に当たる者)

(2) 厚生労働省告示に定める相談支援専門員として必要な実務経験年数を満たしている者

5 定員 72名

6 研修内容 別紙「令和7年度相談支援従事者初任者研修カリキュラム」のとおり

7 資料代 14,000円

※資料代は、受講決定後、委託事業者あて事前に振り込むこととする。

8 受講申込み 期限：令和 7 年5月23日（金）17:00

提出方法：大分県スマート申請（オンライン申請）

※所属している法人からの申込に限ります。個人からの申請は受付けていません。

9 受講者決定基準

受講者は、県内事業所において相談支援専門員となる者に限定する。

10 受講決定通知

申込書記載のメールアドレスあて、受講者リスト（氏名抜き）の送付により通知する。申込書の記入ミス等があった場合、通知は届きませんので、あらかじめご了承ください。

11 実習課題について

研修では、課題の提出を求めることとする。

課題の提出がない場合は、修了を認めない。(修了証書等を交付しない。)

※課題の説明は演習内のガイダンスにて行う

12 修了証書等

全カリキュラム修了した者には、修了証書を交付する。

遅刻、早退等の場合は修了証書を交付しない。

また、著しく受講態度が悪いと主催者が判断した場合(私語、居眠り、携帯電話の利用等)についても、修了証書を交付しない。

13 その他

(1) 受講申込み後の受講者の変更は認めない。

(2) 昼食は、各自で用意してください。

(研修会場での販売も行いますので、購入される方は研修当日の受付時にご注文ください。)

14 注意事項

(1) 受講決定後の受講者の変更は認めない。

(2) 身体に障がいがあるなどの理由により座席の位置などに特別な配慮を必要とする者は、受講申込書(備考欄)に記入すること。

(3) 昼食は各自で用意すること。(研修会場での販売も行いますので、購入希望者は研修当日の受付時にご注文ください。)

(4) 適切な室温管理に努めているが、個人差があるため、各自服装などで調整すること。

(5) 主催者の判断により中止、延期、会場変更等を行うことがある。その際は、申込書に記載したアドレス宛通知するので、記入ミスがないよう確認すること。

(6) 修了証書についても、申込書に記載の内容で発行するため、氏名、生年月日等提出前に誤りがな
いか確認すること。

(7) 会場では、「手洗いの徹底や手指の消毒」等、感染防止に協力をする。また、発熱等の症状が見られる場合は、必ず、事務局に事前相談し、指示に従うこと。

(8) 研修受付時に、検温を実施します。発熱や自覚症状がある場合は、受講できない事もあります。